

廃棄物に関する意識調査票

[排出事業者用]

本調査票も産業廃棄物実態調査票とあわせてご回答ください。

問 1 貴事業所では、廃棄物の排出抑制・リサイクル等に対してどのような取組を行っていますか。（当てはまるものすべてに○）

- | | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用 |
| 2 | ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用 |
| 3 | 廃棄物等の発生抑制のための製造工程改善 |
| 4 | 環境負荷の少ない原材料への転換 |
| 5 | 工程内発生廃棄物の有効利用の推進 |
| 6 | 発生した廃棄物の分別の徹底 |
| 7 | 他社・グループ企業との間の再生資源の受入・供給 |
| 8 | 製品の軽量化・コンパクト化による原料の削減 |
| 9 | 製品の手選別・分別処理の容易化 |
| 10 | 製品（工事）への再生資材の使用 |
| 11 | 製品の耐久性の向上、保守の容易化等による長期使用の促進 |
| 12 | 簡易包装・梱包材使用量削減の推進 |
| 13 | 使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換 |
| 14 | 製品の省エネルギー化 |
| 15 | 製品に使用する化学物質の代替化や削減、情報提供 |
| 16 | 中古品・リサイクル製品等の積極的な販売 |
| 17 | その他（具体的に |
| 18 | 特に実施していない |

問 2 環境負荷の少ない製品（グリーン購入法（※1）に対応した特定調達物品等）の購入について、貴団体では調達方針や目標値の設定をしていますか。（○は1つ）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 調達方針又は目標値の設定をしている |
| 2 | 調達方針又は目標値の設定はしていないが、グリーン購入は推進している |
| 3 | 特にグリーン購入は推進していない |

※1 グリーン購入法

国では、製品やサービスを購入する際に環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んだり、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことを目的としてグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）を平成13年4月に施行しました。

問3 貴事業所における環境マネジメントシステム（※2）に対する取組について、該当するものを選択してください。（○は1つ）

- 1 すでに認証を取得している
取得したシステムの名称（ ）
- 2 認証を取得する予定である
- 3 認証を取得する予定はない
- 4 認証は取得していないが、独自に環境マネジメントシステムを構築している

※2 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。国際規格の「ISO14001」や環境省が策定した「エコアクション21」などがあります。

問4 貴事業所における環境報告書（※3）や環境会計（※4）に対する取組について、該当するものを選択してください。（①、②に○は1つずつ）

① 環境報告書	② 環境会計	
		1 事業所で作成し、公表している
		2 事業所では作成していないが、本社（本店）等で作成している
		3 作成を予定している
		4 知っているが、作成していない
		5 知らなかった

※3 環境報告書

事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

※4 環境会計

環境活動に対してどれだけの費用・資源を投入し、それによってどれだけの効果を生んだのかを測るための手法であり、環境会計で集計されたデータは、経営管理に利用されるだけでなく、企業の信頼性を高める目的で外部に公表するものです。

問5 大規模災害発生時には、事業所自体が被災する可能性があります。貴事業者では、大規模災害で事業所に損害が発生した際のBCP（※6）（事業継続計画）を作成していますか。また、災害発生時における事業所内の廃棄物等に対するリスク管理に関する定めを設けていますか。（○は1つ）

- 1 BCPを作成しており、廃棄物等に対するリスク管理についても定めている
- 2 BCPを作成しているが、廃棄物等に対するリスク管理は定めていない
- 3 BCPを作成していないが、廃棄物等に対するリスク管理は定めている
- 4 BCPは作成しておらず、廃棄物等に対するリスク管理についても定めていない
- 5 その他（具体的に： ）

※6 BCP

企業などの組織が災害等の緊急事態において、事業の早期復旧・継続を可能とするための計画です。

問6 設計・生産・利用・廃棄・再生産のあらゆる段階において、貴事業者の業態に応じた循環性の高いビジネスモデルの構築、事業活動を行っていますか。(○は1つ)

1 行っている

(具体的に)

2 現在、検討中

(検討内容)

3 行っていない

(理由)

問7 現在、県内において産業廃棄物処理施設は十分整備されていると思いますか。(当てはまるもの全てに○)

1 十分に整備されている

2 焼却施設等中間処理施設が不足している

3 リサイクル施設が不足している

(具体的な施設名)

4 安定型最終処分場が不足している

5 管理型最終処分場が不足している

6 遮断型最終処分場が不足している

7 その他(具体的に)

問8 今後、産業廃棄物の適正処理を推進するに当たって必要だと思われる施設整備の方法について、該当するものを選択してください。(○は1つ)

1 排出事業者による自己処理施設の整備

2 処理業者による処理施設の整備

3 排出事業者及び処理業者による共同処理施設の整備

4 公共が関与する処理施設の整備

5 わからない

6 その他()

問9 廃棄物を委託処理している方にお伺いします。貴事業所では、委託した廃棄物が不適正に処理されることを防止するため、どのような取組を実施していますか。(当てはまるもの全てに○)

1 産業廃棄物処理業の許可証を確認している

2 マニフェスト伝票を確認している

3 会社情報を検討し、優良な処理業者に委託するようにしている

4 他企業と処理業者に関する情報交換をしている

5 処理料金が相場より安すぎる処理業者には委託しないようにしている

6 処理業者に施設の管理記録、経理状況、取引実績などの資料を提出させている

7 処理業者に中間処理後の廃棄物の行き先の資料を提出させている

8 処理業者の施設を現地確認している

9 特に何もしていない

10 その他(具体的に:)

問10 貴事業所では廃棄物処理業者を選定する際、どのようなことを考慮して選定していますか。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 処理料金 |
| 2 | 受入条件（廃棄物の種類、受入量、分別基準等） |
| 3 | リサイクルへの取組状況 |
| 4 | 処理業者（適正処理）の信頼性 |
| 5 | 系列企業、取引実績 |
| 6 | 廃棄物処理法に基づく優良性評価制度 |
| 7 | 電子マニフェストへの加入 |
| 8 | 業界団体への加盟状況 |
| 9 | その他（具体的に： _____） |

問11 貴事業所における電子マニフェスト（※7）に対する取組について、該当するものを選択してください。（○は1つ）

- | | | | | | |
|---|--------|---|------------------|---|---------|
| 1 | 利用している | 2 | 今後3年以内に導入する予定である | 3 | 利用していない |
|---|--------|---|------------------|---|---------|

※7 電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他社に委託する際に必要な「産業廃棄物管理票（通称：マニフェスト）」の交付をパソコンや携帯端末を用いて電子情報で登録することにより行うもので、事務処理効率化や法令遵守が図られます。
また、電子マニフェストの場合、紙マニフェストでは必要な**都道府県知事への報告が不要**となります。

（問11で「3 利用していない」と回答した事業者のみ）

問12 その理由について該当するものを選択してください。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 受入量が少ない又は取引先が少ない |
| 2 | 取引先で導入されていない |
| 3 | 独自システムで管理している |
| 4 | コストの問題がある |
| 5 | その他（ _____ ） |

問13 紙のマニフェストを利用した場合、事業所はその交付状況を年1回都道府県知事に報告する必要がありますが、電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターがまとめて報告するため、事業所からの報告が不要となることを知っていますか。（○は1つ）

- | | | | |
|---|-------|---|-----------|
| 1 | 知っていた | 2 | 今、はじめて知った |
|---|-------|---|-----------|

問14 平成29年度の法改正により、特別管理産業廃棄物を年50トン以上排出する事業者には、電子マニフェストの使用が義務づけられましたが、このことを知っていますか。（○は1つ）

- | | | | |
|---|-------|---|-----------|
| 1 | 知っていた | 2 | 今、はじめて知った |
|---|-------|---|-----------|

問15 一定規模以上の工事の発注者は、工事に着手する前に建設リサイクル法に基づく分別解体計画などを特定行政庁（県又は市）に届け出る必要があります。また、本県ではこれに加えて、工事の元請業者は、工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を処分業者に引き渡した日から20日以内に、その引渡が完了したことを特定行政庁に報告する必要がありますが、これらの制度を知っていますか。（○は1つ）

- 1 どちらの制度も知っていた
- 2 発注者の届出制度のみ知っていた
- 3 元請業者の報告制度のみ知っていた
- 4 今、はじめて知った

問16 本県は、事業所から出される事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量（令和4年度実績：313 g/人・日）が全国平均値（令和4年度実績：260 g/人・日）を大きく上回っています。貴事業所では事業系ごみの排出抑制やリサイクルに取り組んでいますか。（○は1つ）

- 1 十分実施している
- 2 十分とまでは言えないが実施している
- 3 ほとんど実施していない
- 4 全く実施していない

問17 貴事業所から出る事業系ごみの排出抑制やリサイクル促進のため、今後自ら取り組む必要があると思われるものについて、該当するものはどれですか。（当てはまるもの全てに○）

- 1 できるだけ事業系ごみを出さないようにする
- 2 資源物として有償や無償で引き取られるものを分別して資源回収業者へ渡し、資源化する
- 3 逆有償（お金を支払う）となっても、再使用・再生利用が可能なものを資源化する
- 4 従業員の環境意識や環境教育を充実する
- 5 現在のままで特に何もすることはない
- 6 その他（具体的に

問18 本県は、事業系ごみのうち特に紙類の資源化量が全国平均値を下回っており、紙ごみのリサイクルが進んでいない状況にあります。貴事業所から出る紙ごみのリサイクル促進のため、今後自ら取り組む必要があると思われるものについて、該当するものを選択してください。（当てはまるもの全てに○）

- 1 オフィス町内会（※8）を利用し、紙ごみの資源化を推進する
- 2 紙類の分別を徹底して資源回収業者へ渡し、紙ごみの資源化を推進する
- 3 機密文書についてもリサイクル可能なシュレッターの導入等により資源化を推進する
- 4 現在のままで特に何もすることはない
- 5 その他（具体的に

※8 オフィス町内会

青森県では、オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、無料で古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを進めており、現在、青森・弘前地区・西北五・十和田地区の4地区でオフィス町内会が活動しています。

オフィス町内会は排出事業者会員と回収事業者会員とで構成され、回収事業者会員が排出事業者会員のもとへ回収便を運行して古紙を回収し、回収した古紙は製紙会社でリサイクルされます。

問19 市町村で処理している事業系ごみ（一般廃棄物）について、市町村では、どのような対策を講じる必要があると思いますか。（当てはまるもの全てに○）

- 1 ごみ排出を抑制する施策の一層の強化が必要である
- 2 ごみの分別品目を増やし、分別に対する意識を一層高めることが必要である
- 3 リサイクル施設整備に取り組み、ごみの再使用・再生利用（マテリアルリサイクル）を重点的に推進して行くことが必要である
- 4 焼却施設で焼却する際に出る熱の利用（サーマルリサイクル）に取り組むことが必要である
- 5 現在のままで、特に何もする必要はない
- 6 わからない
- 7 その他（具体的に _____ ）

問20 循環型社会形成のため、行政の取組として重要と考えるものを選択してください。（○は3つまで）

- 1 排出者責任の徹底を図るための、監視・指導体制の一層の強化
- 2 不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の一層の強化
- 3 処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開
- 4 県や市が関与する、公共の処理施設の整備促進
- 5 廃棄物の減量及びリサイクル技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充
- 6 排出事業者に対する適正処理・リサイクルに関する、講習会や研修会の拡充
- 7 県民・市民に対する適正処理、循環型社会に関する啓発活動
- 8 廃棄物の減量・リサイクル推進の仕組みづくり
- 9 効果的なごみ減量や分別排出を展開している企業などの事例紹介
- 10 市町村処理施設における産業廃棄物の受入
- 11 環境ビジネスの振興
- 12 優良な廃棄物処理業者の支援と育成
- 13 その他（具体的に _____ ）

問21 貴事業所で現在、再生利用したくても再生利用できない廃棄物がありますか。（○は1つ）

- 1 ある
- 2 ない

（問21で「1 ある」と回答した事業者のみ）

問22 具体的な廃棄物の名称と再生利用できない理由についてご記入ください。

廃棄物の名称 （できるだけ具体的にご記入ください）	再生利用できない理由 （できるだけ具体的にご記入ください）

問23 貴事業所で現在、処理や処分に困っている廃棄物がありますか。（○は1つ）

- 1 ある
- 2 ない

調査票番号	
-------	--

(問 23 で「1 ある」と回答した事業者のみ)

問24 具体的な廃棄物の名称と処理や処分に困っている理由についてご記入ください。

廃棄物の名称 (できるだけ具体的にご記入ください)	処理や処分に困っている理由 (できるだけ具体的にご記入ください)

ご協力ありがとうございました。

産業廃棄物実態調査票とあわせて、返信用封筒によりご返送ください。切手は不要です。